

令和4年11月25日

三重県知事殿

三重県四日市市山城町749番地37
医療法人 S I R I U S
理事長 石賀 丈士
電話番号 059(336)2404

決 算 届

令和3年10月1日から令和4年9月30日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

《添付書類》

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



事 業 報 告 書
(自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 SIRIUS
① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
出資額限度法人 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県四日市市山城町749番地37
- (3) 設立認可年月日 平成23年 3月 1日
- (4) 設立登記年月日 平成23年 3月 8日

2 事業の概要

- (1) 本来業務
診療所 いしが在宅ケアクリニック 三重県四日市市山城町749番地37
附帯業務
居宅介護支援事業 シリウス 三重県四日市市山城町770番2
- (2) 当該会計年度内に社員総会で議決した事項
- 令和3年11月24日 令和3年度決算の決定
- 令和4年 9月30日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

法人名 医療法人 SIRIUS

所在地 三重県四日市市山城町749番地37

財 産 目 録
(令和4年9月30日現在)

1. 資 産 額	1,189,963 千円
2. 負 債 額	104,164 千円
3. 純 資 産 額	1,085,799 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	637,604
B 固 定 資 産	552,359
C 資 産 合 計	1,189,963
D 負 債 合 計	104,164
E 純 資 産	1,085,799

土 地	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 賃借 <input checked="" type="checkbox"/> 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 賃借 <input checked="" type="checkbox"/> 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人 SIRIUS

※医療法人整理番号 0594

所在地 三重県四日市市山城町749番地37

貸借対照表
(令和4年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	637,604	I 流 動 負 債	104,164
II 固 定 資 産	552,359	負 債 合 計	104,164
1 有 形 固 定 資 産	550,888	純 資 産 の 部	
2 無 形 固 定 資 産	1,274	科 目	金 額
3 そ の 他 の 資 産	196	I 基 金	20,000
		II 積 立 金	1,065,799
		純 資 産 合 計	1,085,799
資 産 合 計	1,189,963	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,189,963

法人名 医療法人 SIRIUS

※医療法人整理番号 1594

所在地 三重県四日市市山城町749番地37

損 益 計 算 書
(自 令和 3 年 10 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
1 事業収益	820,662
2 事業費用	642,721
事業利益	177,941
II 事業外収益	11,337
経常利益	189,279
III 特別利益	41
IV 特別損失	1,000
税引前当期純利益	188,320
法人税等	48,950
当期純利益	139,370

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 S I R I U S

理事長 石賀 丈士 殿

私は、医療法人S I R I U Sの令和4会計年度（令和3年10月1日から令和4年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年11月13日

医療法人 S I R I U S

監事 亀井 武司